

第 7 4 回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託仕様書

1. 業務の目的

本業務は、花火打上前半の演出としてドローンショーを実施し、音楽演出と連動した新たな夜間エンターテインメントを創出することで、来場者に対して大会にふさわしい視覚体験を提供するとともに、海の安全と港湾の発展を願い、港に対する関心を広く喚起することを目的とする。

2. 業務名

第 7 4 回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託

3. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで

(準備、各種申請、演出調整、リハーサル、設営及び撤収等を含む)

4. 業務日時

令和 8 年 7 月 2 5 日 (土) 午後 8 時 5 分から午後 8 時 2 0 分までの間

※離発着場所からアニメーション実施場所までの移動時間含む

※気象条件等により変更する場合がある。

5. 実施場所

ドローン離発着場所およびアニメーション演出場所

和歌山市西浜 万トンバース 【別図 1 参照】

6. 業務内容

受託者は、上記「1. 業務の目的」を踏まえ、次のとおりドローンショーを開催すること。

(1) ドローンショーの企画及び演出

①第 7 4 回港まつり花火大会の趣旨にふさわしい演出を企画すること。

②港や和歌山市を象徴するモチーフ (海洋生物、船、和歌山市の魅力等) を取り入れたアニメーション演出を含めること。

③岸壁から観覧する来場者が視認しやすいスケール感のある演出とすること。

④演出時間は午後 8 時 5 分から午後 8 時 20 分までの 15 分間を基本とすること。

※離発着場所からアニメーション実施場所までの移動時間含む

(2) ドローン機体の運用

①使用するドローンは 500 機とすること。

②夜間演出に適した LED 等の発光装置を備えた機体を使用すること。

③機体トラブルに備え、必要な予備機体を確保すること。

④機体の離発着、飛行制御及び運航管理を適切に行うこと。

⑤日本国内の法令および関連規格に適合した安全性の高い機体を使用すること。

(3) 安全対策

受託者は委託者と連携し以下の措置を講じること。

- ①離発着場所及び飛行区域の安全管理を行うこと。
- ②機体落下防止対策を講じること。
- ③緊急時の運航停止手順を整備すること。
- ④関係機関との連携体制を構築すること。
- ⑤観覧者及び関係者の安全確保を図ること。

(4) 許認可手続

- ①航空法に基づく飛行許可及び承認申請を行うこと。
 - ②関係機関との事前協議を行うこと。
 - ③その他必要となる届出を行うこと。
- ※委託者は必要に応じて協力する。

(5) リハーサル

実行委員会及び花火打上関係事業者と協議のうえ、本番前日までに原則として1回以上リハーサルを実施すること。

(6) 設営および撤収

- ①ドローン運用に必要な設備の設営を行うこと。
- ②電源及び通信環境の確保を行うこと。
- ③本番終了後は速やかに撤収を行うこと。

(7) 現地調査

- ①受託者は、本業務の実施に先立ち、必ず現地調査を実施すること。
- ②現地調査においては、次の事項について確認を行うこと。
 - ア ドローン離発着場所の状況
 - イ アニメーション演出位置及び飛行範囲
 - ウ 観覧場所からの視認性
 - エ 周辺建物及び構造物の位置関係
 - オ 電波環境及び飛行安全に関する条件
 - カ 花火打上位置との位置関係
- ③現地調査の結果を踏まえ、安全性及び演出効果を確保する飛行計画を作成すること。
- ④必要に応じて実行委員会または花火打上関係事業者と合同で現地確認を行うこと。

7. 提出書類

(1) 契約締結後、必要に応じて次に掲げる書類及びデータを適宜提出すること。

- ア 事業計画書 1部
- イ 実施スケジュール 1部
- ウ ドローンショーの内容をまとめた絵コンテ等 1部
- エ その他 ドローンショーの開催にあたって取得した航空局の許可書等の写し 一式

(2) 業務完了時、委託業務完了通知書及び業務成果品（次に掲げる書類）を提出すること。

- ア 実績報告書（経費明細書を含むこと） 2部
- イ 記録写真・動画等 一式
- ウ その他広報用制作物等本業務で作成、入手した資料等 一式

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、和歌山市個人情報保護条例・同施行規則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の取扱

- ①受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ②本業務のうち、機体運用、設営、警備等の一部業務を再委託する場合は、事前に委託者の承認を得ること。
- ③事故、トラブル等が発生した場合においても、受託者が一元的に対応するものとする。

(4) 保険の加入

- ①受託者は、本業務の実施にあたり、ドローンの運用に係る対人・対物賠償責任保険その他必要な保険に加入するものとする。
- ②受託者は、保険に加入したことを証する書類を委託者の求めに応じ提出するものとする。
- ③保険加入に要する費用は、受託者の負担とする。

(5) 損害賠償

- ①受託者は、本業務の実施に関し、その責めに帰すべき事由により、委託者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- ②天災その他受託者の責めに帰さない事由により生じた損害については、この限りでない。
- ③受託者は、再委託先の行為により生じた損害についても、自己の責任においてこれを負うものとする。

(6) 業務の中止及び費用負担

- ①天候不良、災害、関係機関の指示その他やむを得ない事由により、本業務の全部又は一部を中止する場合がある。
- ②既に実施した業務又は中止時点までに発生した合理的な費用については、委託者と受託者が協議の上、支払うものとする。

③受託者は、中止時に発生する費用について、事前に内訳および算定根拠を明示するものとする。

9. その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこと。
- (3) 本仕様書に明示されていない事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により誠意をもって実施するものとする。
- (4) 本業務にかかる成果品の著作権、著作権は、全て港まつり実行委員会に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。

【 図1 ドローン離発着場所およびアニメーション演出場所 】



第74回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

第74回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙1「第74回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年(2026年)8月31日までの期間とする。

(4) 委託料の予定価格

本業務委託料の予定価格は、8,250,000円（消費税および地方消費税を含む）以内とする。

2. 参加資格

本業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（企画提案に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 企画提案に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(3) 過去5年以内に、ドローンを使用したイベント演出業務の実績を有すること。

(4) 本業務を適切に遂行できる運航管理体制及び技術体制を有すること。

3 企画提案の実施手順

(1) 実施要領等の交付

ア 交付期間

令和8年(2026年)4月13日(月)～令和8年(2026年)4月23日(木)

イ 交付方法

下記に示す場所における交付または『港まつり花火大会』ウェブサイトからダウンロード。

港まつり花火大会公式ウェブサイト：<https://www.w-hanabi.com/>

ウ 交付場所

港まつり実行委員会事務局（和歌山市役所10階 商工振興課内）

〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番 和歌山市役所 商工振興課

Tel : 073-435-1041 Mail:shoko@city.wakayama.lg.jp

(2) 質問の受付および回答

ア 質問の受付期間

令和8年(2026年)4月13日(月)から令和8年(2026年)5月8日(金)17時まで

イ 受付方法

質問は、電子メールにて行うこと。様式等は問わないが、質問者および質問内容は明確にすること。併せて電子メールの送信後は、受信確認のため必ず電話で確認すること。なお、電話および口頭による問い合わせは受け付けない。

ウ 提出先

shoko@city.wakayama.lg.jp

エ 質問に対する回答

期間中に提出された質問を取りまとめて、令和8年(2026年)5月13日(水)17時までに、申込者全員に電子メールにて回答する。ただし、質問内容によっては、回答しない場合があり、また質問者に関する情報は回答に含めない。

(3) 参加申込書の提出

企画提案への参加希望者は、「第74回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託プロポーザル参加資格確認申請書(別紙様式1)」「会社概要(様式自由)」「役員等調書及び照会承諾書(別紙様式2)」「履行実績調書(別紙様式3)」を作成し提出すること。

ア 提出期限

令和8年(2026年)4月23日(木)17時まで

イ 提出方法

電子メールによる。併せて電子メールの送信後は、受信確認のため必ず電話で確認すること。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

ウ 提出先

shoko@city.wakayama.lg.jp

(4) 企画提案書等の提出

企画提案への参加希望者は、「第74回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託企画提案書作成要領」(以下、「企画提案書作成要領」という。)、および「仕様書」に基づき企画提案書と経費見積書(様式任意)を作成し提出すること。

ア 提出期限

令和8年(2026年)5月13日(水)17時まで

イ 提出方法(①②いずれも必ず提出すること)

①正本1部および副本9部

持参(平日の午前9時から午後5時まで)または郵送による。郵送の場合は、差し出しおよび受領の方法が残る方法(簡易書留郵便など)を用いること。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

※企画提案書については、「企画提案書作成要領」に基づき、任意の様式にて各者1案を作成し、提出すること。

②電子データ

正本の企画提案書の電子データをPDF形式で提出すること

ウ 提出先

- ①正本1部および副本9部 「3(1)ウ」に同じ
- ②電子データ shoko@city.wakayama.lg.jp

(5) 審査

ア 審査概要

港まつり実行委員会が設置する審査会において、企画提案書の内容を審査し、最も優秀と認められる提案者を業務委託候補者に選定する。

審査は、「審査基準」に基づき、プレゼンテーションにより行うこととする。審査会の日程予定については参加申し込み者に別途通知する。

審査は、「審査基準」を総合的に勘案し、評価点の高い者から順に当該事業の業務委託候補者に選定する。なお、評価の総合点が満点の6割に満たない者は、契約予定者とししない。

イ 審査基準

別表参照

ウ 選定結果

結果は参加者全員に、各自の採否の結果のみ通知する。なお、審査内容及び点数等については公表しない。

4. 契約予定者の決定方法

審査会において審査基準に基づき企画提案書等の審査を行い本業務の委託候補者を決定する。ただし、採用が決定した者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は次点以降の者から順次本業務を委託する場合がある。

5. 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

本業務委託先の決定後、2日以内に契約を締結する。

(2) 提案内容の修正等

本提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- ア 応募者が2の参加資格要件を満たすと偽った場合または参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

6. その他

- (1) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は不可とする。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格とする場合がある。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (4) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。

(6) 委託料の支払いについては、業務の履行状況を踏まえて、協議の上その一部を概算で支払うことができるものとする。

(7) 審査結果については、一切の異議申立てを受け付けないものとする。

7. 問い合わせ先

港まつり実行委員会事務局（和歌山市役所 商工振興課内）

〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番 和歌山市役所 商工振興課（10階）

Tel：073-435-1041 Mail:shoko@city.wakayama.lg.jp

第74回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託公募型プロポーザル実施要領 別表【審査基準】

評価項目		配点
①企画力（演出コンセプト）	和歌山市の魅力が伝わるような企画が提案されているか	25
②演出内容（アニメーション構成・独創性）	演出内容に独創性や訴求力があるか	25
③価格	配点×全提案者中最低見積金額（A）÷当該提案者見積金額（B）	30
④安全対策	業務を安全に実施できる体制が整っているか	10
⑤実施体制・実績	十分な実績や実施体制があるか	10
合計		100

第74回港まつり花火大会ドローンショー実施業務委託
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

港まつり実行委員会が実施する標記業務に関し、企画提案参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

1. 作成要領

(1) 表紙

表紙は、別紙様式1に必要事項を記載して提出する。(様式1は企画書のページ数としてはカウントしない。)

(2) 企画書

企画書のページ上限は、最大20ページ(A3版は2ページとして計算する。見積書はページ数に含めない)とし、ページ番号を必ず付与すること。図表等についてはA3版を使用してもよいが、その場合は、A4版に折り込んだ状態とし、全体でA4版の冊子とすること。

様式・記載事項は任意とするが、視認性に配慮し、次の項目については必ず記載すること。

(ア) 業務委託仕様書に基づく提案

「港まつり花火大会ドローンショー実施業務仕様書」に基づいて、本業務に対する提案者の取組方針、企画内容(必須記載内容は以下参照)、業務の進め方、全体の業務推進スケジュール等について具体的に明記し、提案者の業務手法および優位性などの提案をわかりやすく行うこと。

◇必須記載内容

- ①演出コンセプト
- ②ドローンショーの構成・機体数
- ③アニメーション内容
- ④安全管理体制
- ⑤業務実施スケジュール

(イ) 業務の推進体制

業務実施にあたり、業務全体の管理者およびその他業務従事者について、その配置や業務内容等を記載すること。また、契約後の主担当予定者を明記のこと。

(ウ) 類似業務等の実績

本業務と同規模の業務実績を記入のこと。実績は過去5年以内の業務とし、発注先と事業名称、実施時期、実施概要、事業金額等を最大10件までを一覧表にまとめること。なお、過去に実施したドローンショーの開催実績を確認できる動画等のデータ(MP4又はWMV形式)があれば併せて提出すること。

「作成上の注意点」

- ・提案事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。但し、正本については、企業名等を表記すること。
- ・別紙様式1の表紙については、正本にのみ添付することとし、副本には添付しないこと。
- ・提案は全ての内容について1案とし、A案、B案を示す等、二つ以上の案を提案しないこと。
- ・提案の内容はわかりやすいものとし、専門的な用語の乱用は避け、必要により用いる場合は極力、

注釈等を入れること。

- ・ オプションの企画等、併せて提出する見積書に費用が含まれないものについては提案書へ記載しないこと。
- ・ 提案書の内容が上記に照らし適切であると認められない場合は、失格とすることがある。

(3) 本業務に係る見積書

- ア 本業務に要する経費を記載した見積書を提出すること。本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とすること。なお、委託料の上限額は、実施要領「1－(4)」に記載しているので、注意すること。
- イ 経費の内訳書を必ず添付すること。内訳は、できる限り詳細に分けて記載すること。また、内訳の計算において、誤り等がないよう十分に確認しておくこと。
- ウ 経費の合計見積額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。